

## 三位一体の改革に関する緊急提言について

京都府亀岡市長

田中英夫

- 本日は、地方自治確立対策委員会において三位一体の改革に関する緊急提言を行うということで、一言私の想いについてもお話をさせていただきます。
- そもそも三位一体の改革につきましては、元は地方分権を進めるにあたって「地方税財源の拡充」が大きな課題となっていたわけでありまして、この課題を解消するため、国庫補助負担金や地方交付税とともに改革を進めようとするものだと思っております。
- 三割自治などと言う言葉もありますが、地方分権と言いながら我が亀岡市におきましても税収は歳入の約3割でございまして、まさしくそのような状況にございます。
- 市長に就任いたしまして、いろいろな公約も掲げていたわけでありまして、市長の裁量で使える財源の少なさに驚いた状況でございます。法で定められている事業の予算を積み上げていくとほとんど財源が残らない。何かやろうと思いますと補助金を取ってくるか、やらなければならないけれど先送りできる事業を探し出して財源を確保すると言った状況です。
- また、ダイオキシン対策のようにどんどん基準が厳しくなるものもありまして、経費もかさできます。当然地方交付税で措置されているということではあります、地方交付税総額の大幅な財源不足、行政改革の推進の中、実感としては年々財政が厳しくなっているように感じております。
- 三位一体の改革につきましては、地方分権推進の観点からも進めなければならない課題であると思ひますし、  
税源移譲につきましては、  
国庫補助負担金につきましては、(別紙資料より)  
地方交付税改革につきましては、  
と考えております。
- 今、地方分権改革推進会議で議論されている内容は、全く地方切り捨て＝住民切捨ての内容となっており、一部の裕福な団体以外では現在の行政水準を維持することは到底不可能となり、大幅な増税かサービスの引き下げかどちらかの選択しかありえず、住民合意の得られる内容ではありません。行政を行う上での主人公は住民であります。最小の負担で最大の行政サービスが受けられるよう私たちは考えなければなりません。この提言がそのための行政システムを確立する基本となるよう期待しております。

## 三位一体の改革について

京都府亀岡市長

田中英夫

### 1 税源移譲について

- 平成12年4月に地方分権一括法が施行され、機関委任事務の廃止や地方への権限委譲が行われました。また、国と地方は対等とされ、私たち市町村としても責任を持った行政運営を行なわなければならないと感じたところであり、そのために行財政改革を積極的に進め、また情報公開を始めとして、市民参画を基本に開かれた市政運営に努めているところであります。
- その当時から地方分権の課題として残っているのが税源移譲の問題です。亀岡市は、人口が約9万5千人、財政力指数が0.56とまさに標準的な団体ですが、標準財政規模183億円に対して税収は100億足らずという状況であります。
- 今年度の当初予算においても、国・府支出金が約40億円あり、依存財源が57%と自主財源を上回る状況になっています。
- 国と地方が法律上は対等であるとされているのに、あまりにも自主財源が少ない、これが現在の地方団体の実情であろうかと思えます。
- 税源移譲につきましては、もともと地方が実施する事業に見合う財源を地方の財源としてくださいと言っているだけであります。地方税対国税が6:4とか1:1とかではなく、要は地方が実施すべき事業の財源は地方で得られる収入で賄うようにしていただきたいということです。
- これまでから幾度となく議論されてきた税源移譲ではありますが、国の財政状況の前にことごとく先送りされてきたのが現状であります。
- 今回、地方交付税、国庫補助負担金と併せて三位一体の改革が進められようとしていますが、私はこれまでの経緯や改革の本旨からいって、三位一体で進めるにしてもまず税源移譲の基本スキームを定めることが先決であろうと思っております。
- このスキームを定めないと、市においても全く将来の姿が見えてきません。行財政改革を進める中、亀岡市におきましても現在学校施設の有料化や家庭ごみの有料化などを市民に提示し、受益者負担を原則として制度の改正などを進めていますが、やはり市の進める施策、ビジョン、将来像などを市民に提示しなければ到底理解は得られません。
- こうしたことから、まず税源移譲を定めて地方公共団体の財政基盤を確立しないと、地方分権は進まないと考えております。
- また、三位一体で改革を進めるにしても、税源移譲を先に定めれば、その額等に応じて国庫補助負担金の見直しも進めやすくなるし、さらにその見直しに応じて国の関与が決定することから交付税改革も進むと思っております。これを現在のように逆から進めようとする、それぞれの見直しにおいて「各論反対」ということになります。

## 2 国庫補助負担金の見直し

- 次に、国庫補助負担金の見直しですが、必要な財源が地方に移譲されることが原則ですが、補助負担金は本当に国が定めて責任を持つ必要のある分野にとどめ、その他の事務は地方に任せていただきたい。義務教育や社会保障など国で一律に基準を決めるべきものは決めていただいて、細かなところは地方で独自に判断して決められるシステムにしていいただければ、十分事務はできると考えています。
- 補助金がなくても国が基準を定めて、我々がその基準に基づいて運用していくことは可能であると思っていますし、地方をもっと信用していただきたい。
- 例えば、少子化対策でみてみますと、補助事業であっても保育所の保育料は国の基準では住民負担が大きすぎるためほとんどの市町村で引き下げを行っていますし、乳幼児医療費の助成などは独自に充実させたりするなど、国の基準以上に地方団体が独自の施策を展開している事業はたくさんあります。
- 実態に合わない補助基準に基づいて補助金を配るよりは、地方税等で最初から市町村の財源として収入したほうが遥かに効率的です。私は亀岡市の行政を預かる者としてこれらの事業は非常に住民の要望が高い事業であり、本来は国が実施すべきものと思っていますが、国の基準にとらわれずに市町村だからこそ直接住民の声を聞き実施できる事業はたくさんあると考えております。
- また、地方団体によっては、補助を受けずに独自に工夫して住民満足を得ながら効率的・効果的に事業を実施しているものもあります。情報公開や市民参画が相当進んできている現在、厳しい市民の目が働いていますし、それぞれの地域の実情に合った効率的な事業が実施できると考えております。
- さらに、国の職員を削減するといった観点からも補助負担金の廃止・削減をお願いしたい。例えば地方に対する補助金を全部廃止したら国の職員は会計検査院も含めてどれだけ減らせるのか。我々地方団体においても相当減らせられるのではないか。これこそが最も国民に受け入れられやすい行政改革ではないかと考えています。
- 国は権限や財源を地方に移すとともに、それにより余った人は地方で直接仕事をしてもらうこともできます。国と地方トータルで最も効率的にできるように考えればよいと思います。
- ただ、一般財源化する順序としては、義務教育や社会保障など自主性が働かせにくいものからではなく、任意・奨励的なものや先ほど申しましたように実態と乖離しているものからお願いしたい。本年度の義務教育費負担金なんかでは、地方の自主性を発揮する余地がないし、例え規制緩和が行われても地方で独自にできることは本当に限られています。国の関与を減らし、地方の自主性を高めるという本来の主旨が発揮できるようお願いいたします。
- また、補助金の重点化については、事業規模により重点化されているものもありますが、例えば単純に金額で1億円以上とかに決めてしまうと、通常事業費で9千万円の事業の場合、一般的には余分なものであってもあと1千万円増やして補助金を要望しようとする意思が働いてしまう。交付税で包括的に事業費が算入されている場合に

は、それを基本に独自に事業を実施しますが、補助金では採択されやすいように事業を大きくしたり、内容を変えたりしてしまいます。モラルハザードが働かない補助金の制度や配分についても考えていく必要があります。

- いずれにしても補助金につきましては、採択する、しないという行為がある限り、地方団体としては少ない一般財源でたくさんの事業を実施するために、採択されやすい方向に事業を修正することになります。そういった意味では、事業の内容を一律にする必要のある事業は補助金の効果が発揮できると考えますが、それ以外の事業はモラルハザードが発生する可能性が高く、早急に財源移譲し、廃止縮減をお願いいたします。

### 3 交付税改革

- 地方交付税についても、現実の財政支出に合わせて改革できるところは改革すればよいと考えていますが、税源移譲を進める結果広がる財政力格差の是正や、国民が最低限のサービスをどこに住んでいても受けることができる経費の保障については、国の責務として守らなければなりません。また、不交付団体が増加することによる水準超経費の交付団体への配分については考えていく必要があろうと思います。
- 特に、国民が最低限のサービスを受ける財源の保障を堅持しなければ、安心して生活ができません。例えば、ある企業が倒産して法人税がなくなったから生活保護の単価を下げますということが起こったり、同じ程度のサービスを受けているのに税金が何倍も違ったりすれば、これは国家として成り立たなくなるのではないのでしょうか。
- 最近財源調整と財源保障を切り離して…ということが言われていますが、現在のよう法定分の交付税額がぜんぜん足りない状況では両機能は一体同一です。例えば、中長期的に必要な行政水準が確保できるだけの地方税を確保した上で議論されるのであれば別ですが、私の認識としては、現時点においても国が定めた多くの義務的経費とその関連事業費を保証しているのが交付税であり、その経費のやりくりにより少しの自主事業を実施しているという状況です。
- いずれにしても国の関与を減らし、削減できるところは削減し、改革を進めることに異論はありませんが、この日本で暮らすための基本的なサービス水準を維持するための経費は国の責任で保証されなければならないということでもあります。負担と受益の関係を明確にすることは必要ですが、それはあくまで基本的なサービス水準が確保された上での話だろうと思います。国民として基本的なサービスを受けるのは、国民としての基本的な負担の中で行われなければなりません。
- 財源保障というと地方団体が削減努力をせずに、さらに何か余分なものまで入っていて無駄があるように言われていますが、本来国として国民の生活水準を保障するための義務的経費です。そこだけは間違えずに改革をしないと、国民が安心して生活できない国になってしまうのではないかと危惧しています。
- 地方分権改革は、個々の地方やそこに住む住民の福祉を向上させるために行うものでなければなりません。何のための地方分権なのかもう一度改めて考えてみる必要があるように思います。